

高齢者施設・事業所等管理者 様

福島県保健福祉部長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関の
負担軽減と病床確保について (通知)

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、皆様の格段の御理解と御尽力をいただき、心より感謝を申し上げます。

さて、県では、令和 4 年 8 月 1 2 日に「福島県医療非常事態宣言」を発出し、医療の負荷の軽減に取り組んできたところですが、医療体制の危機的状況が続いていることから、8 月 3 1 日 (水) までとしていた「福島県感染拡大警報強化版 (B A. 5 対策強化宣言)」の期限を 9 月 1 9 日 (月) まで延長することとしました。

つきましては、引き続き、入院治療が必要な方が入院できる体制を確保し、重症化しやすい方への速やかな対応や適切な療養体制の維持を図る必要があることから、下記について御協力をいただきますようお願いいたします。

記

1 新型コロナウイルス感染症の介護施設における適切な受入等について

これまで通知しているとおり、入院治療が必要な方が入院できる体制を確保するため、改めて下記に留意のうえ、適切に対応されるようお願いいたします。

(1) 退院患者の介護施設での受入れにかかる留意点等について

- 新型コロナウイルス感染症患者の退院に関する基準については、現時点で得られている科学的知見に基づき、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて (一部改正)」(令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づいて対応されております。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/000745527.pdf> 参照。)

- そのため、検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合を含め、医師の判断により退院基準を満たすことが確認された場合には、介護施設において適切な受入れを行うようお願いいたします。なお、施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院をした者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には該当しませんので申し添えます。

(2) 人員基準等及び要介護認定の取扱い並びに介護報酬上の特例的な評価について

- 感染拡大に伴う入院患者増加に対応するため、感染流行時に自治体の要請等に基づき、新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療機関 (受入れ予定の医療機関を含む) から退院患者を受け入れた場合は、定員超過減算が適用されませ

ん。また、指定等基準、基本サービス費及び加算に係る施設基準については、当面の間、当該入所者を除いて算出することができる等、柔軟な取扱いが可能とされています（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 17 報）」（令和 2 年 12 月 25 日付厚生労働省高齢者支援課ほか連名事務連絡）。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000712957.pdf>参照。）

- 新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中での要介護認定の新規・変更認定の申請の取扱いについて、面会禁止となった施設や医療機関に入所等する者から、新規認定又は変更認定があった場合は、面会禁止等の措置が解けた後に調査を実施する等の対応を行うこととされており、その際、申請から認定まで 30 日を超える場合には、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 27 条第 11 項ただし書きの「特別な理由」に該当するものとして取り扱って差し支えないとされています（「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて」（令和 2 年 4 月 27 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡））。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000626161.pdf> 参照。）

- 介護保険施設（介護老人福祉施設（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む）、介護老人保健施設、介護療養型医療施設又は介護医療院をいう。以下同じ。）において、医療機関から、新型コロナウイルス感染症の退院基準を満たした患者（当該介護保険施設から入院した者を除く。）を受け入れた場合には、当該者について、退所前連携加算（500 単位）を入所した日から起算して 30 日を限度として算定することが可能であるとされています（「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて（第 19 報）」（令和 3 年 3 月 22 日付け厚生労働省高齢者支援課ほか連事務連絡））。

<https://www.mhlw.go.jp/content/000758696.pdf> 参照。）

2 新型コロナウイルス感染症患者の療養先の切り替え促進について

入院治療が必要な方が入院できる体制を確保するため、次の事項について御理解と御協力をいただきますようお願いいたします。

- 施設から入院となった場合に、新型コロナウイルス感染症患者の退院基準を満たす以前でも、医師により入院継続での治療の必要がないと判断された場合には、施設内での療養に戻っていただくこともあります。

つきましては、管理者の皆様におかれましては、療養先の切り替え促進について御理解をいただき、施設内での療養に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、平素より新型コロナウイルス感染症の対応について、嘱託医や協力

病院との連携を確認いただくとともに、施設内療養に必要な個人用防護具（PPE）などの物品の備蓄に努められますようお願いいたします。

※（参考）病床ひっ迫等により施設内療養を行う介護施設等に対し、療養者毎に要するかかり増し費用として、施設内療養者1名につき最大15万円（施設内療養機関に応じ1万円/日）の補助を行っております（令和4年9月末日までは施設内療養者1名につき1万円/日を追加補助。最大30万円。詳しくは高齢福祉課のホームページ等を御覧ください。）

3 新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明書等の取得に対する配慮について

新型コロナウイルス感染症に感染した職員等が職場等で勤務に復帰するにあたり、医療機関や保健所への各種証明の請求及び問い合わせを行うことがないよう下記のとおり対応の協力をお願いいたします。

(1) 職員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該職員等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。

やむをえず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健所が発行する書類ではなく、職員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。）等により、確認を行うこと。

(2) 職員等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養機関（有症状の場合は10日間、無症状の場合は7日間）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該職員等が職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

(3) 職員等が保健所から新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者と認定され、待機期間が経過した後に、職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。

ただし、当該職員等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

(4) 職員等以外の者（顧客や来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めることとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。